

松阪市旧小津清左衛門家条例

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p><b>第3条</b> 旧小津家の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、<u>翌日以後の最初の休日でない日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(入館料及び観覧料等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を割り引くことができる。</u> <u>この場合において、入館料は、別表第1中割引欄に定める額を適用するものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入館料及び観覧料等を徴収しない。</u></p> <p>(使用料の<u>減免</u>)</p> <p><b>第12条</b> 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するとき、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</u></p> <p>(2) <u>第17条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除</u></p> <p>(3) <u>市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</u></p> <p>(4) <u>その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(休館日)</p> <p><b>第3条</b> 旧小津家の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、<u>その翌日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(入館料及び観覧料等)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入館料及び観覧料等を徴収しない。</u></p> <p>(使用料の<u>免除</u>)</p> <p><b>第12条</b> 市長は、<u>特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p>

改正後	改正前
<p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条中「松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「徴収」とあるのは「收受」と、「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第6条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用しようとする者」とあるのは「利用しようとする者」と、第9条から第11条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「<u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは</u>」とあるのは「<u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは</u>」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用しようとする日」とあるのは「利用しようとする日」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、「使用できない」とあるのは「利用できない」と、第14条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用に係る」とあるのは「利用に係る」と、第15条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用を」とあるのは「利用を」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、第16条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条中「松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「徴収」とあるのは「收受」と、「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第6条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用しようとする者」とあるのは「利用しようとする者」と、第9条から第11条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「<u>市長は、特に必要があると認めるときは</u>」とあるのは「<u>指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは</u>」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用しようとする日」とあるのは「利用しようとする日」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、「使用できない」とあるのは「利用できない」と、第14条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用に係る」とあるのは「利用に係る」と、第15条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用を」とあるのは「利用を」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、第16条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正後				改正前			
<b>別表第1（第5条関係）</b>				<b>別表第1（第5条関係）</b>			
区分		入館料		区分		入館料	
		通常	割引			入館券	共通券
(略)				(略)			
<p>団体は、20人以上の場合に適用する。</p>				<p>1 団体は、20人以上の場合に適用する。  2 共通券は、同一の日において、旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅及び松阪市立歴史民俗資料館の4館のうち2館以上の施設に入館する場合に適用する。  3 共通券の金額は、2館以上の施設に係る共通券の金額のうち旧小津清左衛門家に係る金額を指す。</p>			
<b>別表第2（第8条関係）</b>				<b>別表第2（第8条関係）</b>			
区分		使用料		区分		使用料	
		全日 午前9時から 午後5時まで	4時間未満			全日 午前9時から 午後5時まで	4時間未満
向座敷	市民が使用する場合	4,600円	3,300円	向座敷	市民が使用する場合	4,400円	2,200円
	市民以外が使用する場合	13,800円	9,900円		市民以外が使用する場合	6,600円	3,300円